

令和7年度版 個人タクシー実務必携

一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款

資料内の色分け

赤色 語群問題の抜き所

青色 ○×問題の関連文章

緑色 令和7年度改定部

○一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款

(適用範囲)

第1条 当社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業に関する【運送契約】は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は【一般の慣習】によります。

2 当社がこの運送約款の【趣旨及び法令】に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について【特約】に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その【特約】によります。

11 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款 0010

(係員の指示)

第2条 【旅客】は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の【指示】に従わなければなりません。

11 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款 0020

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、【運送の引受け】又は継続を【拒絶】することがあります。

- (1) 当該運送の申込みがこの【運送約款】によらないものであるとき。
- (2) 当該運送に適する【設備】がないとき。
- (3) 当該運送に関し、申込者から【特別な負担】を求められたとき。
- (4) 当該運送が【法令の規定】又は【公の秩序】若しくは【善良の風俗】に反するものであるとき。
- (5) 【天災】その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う【措置】に従わないとき。
- (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の【物品】を携帯しているとき。
- (8) 旅客が第4条の3第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき。
- (9) 旅客が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が困難なほど【泥酔】しているとき。
- (10) 旅客が車内を汚染するおそれがある【不潔な服装】をしているとき。
- (11) 旅客が付添人を伴わない【重病者】であるとき。
- (12) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(入院を必要とするもの

に限る。) の患者 (これらの患者とみなされる者を含む。) 又は【新感染症】の【所見】のある者であるとき。

第4条の2 当社の【禁煙車両】(禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。)内では、旅客は【喫煙】を差し控えていただきます。

2 旅客が当社の禁煙車両内で【喫煙】し、又は【喫煙】しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を【拒絶】することがあります。

11 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款 0030

(運賃及び料金)

第5条 当社が収受する運賃及び料金は、【旅客の乗車時】において【地方運輸局長】の【認可】を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによります。

2 前項の運賃及び料金は、【時間貸しの契約】をした場合を除いて、運賃料金メーター器の表示額によります。

11 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款 0040

(運賃及び料金の収受)

第6条 当社は、旅客の【下車の際に運賃及び料金】の支払いを求めます。

11 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款 0050

(旅客に対する責任)

第7条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の【生命】又は身体を害したときは、これによって生じた損害を【賠償】する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に【構造上の欠陥】又は機能の障害がなかったことを【証明】したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、旅客の【乗車】のときに始まり、【下車】をもって終わります。

第8条 当社は、前条によるほか、その運送に関し【旅客】が受けた損害を【賠償】する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この【限り】ではありません。

第9条 当社は、【天災】その他当社の責に帰することができない事由により、【輸送の安全】の確保のため一時的に運行中止その他の【措置】をしたときは、これによって旅客が受けた【損害】を【賠償】する責に任じません。

11 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款 0060

(旅客の責任)

第10条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの【運送約款】の規定を守らないことにより当社が【損害】を受けたときは、その【旅客】に対し、その損害の【賠償】を求めます。

11 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款 0070